

南アフリカ共和国
企業等の買収・出資上の実務・注意点

2016年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ヨハネスブルク事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヨハネスブルク事務所が現地会計事務所 KPMG に作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な報報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ヨハネスブルク事務所
E-mail：SUY@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 会社法 (Company Act)	1
2. 競争法	3
3. 法務デューデリジェンス	6
4. 税務デューデリジェンス	7

南アフリカ共和国
企業等の買収・出資上の実務・注意点

1. 会社法 (Company Act)

□買収規制 (Takeover Regulations)

□ 目的

- ✓ 有価証券の市場性と株主間の公平性の確保
- ✓ 公正で情報に基づいた意思決定を容易にするための必要情報の提供
- ✓ 対象会社およびその株主がオファーに関する助言を受ける／提供するための十分な時間の確保
- ✓ 対象会社による妨害、株主の意思決定を阻害する行為を禁止

□ 監督機関 (Takeover Regulation Panel : TRP)

- ✓ 貿易産業省 (DTI) 傘下の政府機関
- ✓ 主な役割
 - 対象取引の監督
 - 対象取引に関する苦情調査
 - 会社の解散に関する裁判所命令の申請
 - 関連規則の改訂のための DTI 長官への相談など

□ 対象会社 (Regulated Company)

- ✓ Public Company
- ✓ State-owned Company
- ✓ 以下の要件を満たす Private Company
 - 24 カ月以内に発行済株式の 10%以上を譲渡
 - 定款で Takeover Regulations の適用を規定

□ 対象取引 (Affected Transaction)

- ✓ 資産のすべて／大部分の処分
- ✓ 合併
- ✓ 会社と株主間の取引 (株式併合・分割、自己株式の取得など)
- ✓ 株式取得／処分
 - 35%以上の議決権取得：支配の変更 ⇒ ほかの株主への同条件のオファーが必要

□ Ruling の事例

決定日	買収企業	被買収企業	Ruling の内容
2014/6/26	Capitalworks Private Equity Fund	Cannistraro Investments 282	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Capitalworks が行った Cannistraro 株式の 50%の取得オファーが事後的に遡及的無効とされた。 ▪ Cannistraro 子会社の経営陣等が、親会社の支配の変更（35%以上）に該当するとして、同子会社株主にも同条件のオファーが提供されるべきと主張。 ▪ 支配の移転に該当せず、同条件のオファー提供義務はないとの判断。
2014/12/2	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記 Ruling の撤回を求める申し出を却下。
2013/3/22	Yellow Star Group Holdings	ConvergeNet Holdings	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ConvergeNet による Yellow Star からの Sizwe Africa IT Group 株式の取得に当たり、対価として自社株式を発行。 ▪ ConvergeNet の支配の変更（35%以上）に該当するため、Yellow Star から ConvergeNet 株主への同条件のオファーの提供が本来必要。 ▪ 議決権の過半数を保有する株主の権利放棄によってオファーを免除可能とする規定に基づき、株主総会決議を実施。 ▪ 当該決議に基づいた Yellow Star によるオファー提供義務の免除を TRP が確認。
2013/5/10	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記 Ruling の撤回を求める申し出を却下。
2012/3/16	Lion Match Company	Beige Holdings	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Lion Match が Beige の普通株式を取得し、議決権の 35%以上を獲得。 ▪ Beige の普通株主に同条件のオファーを、優先株主に同等の条件のオファーをそれぞれ提供。 ▪ 優先株主のオファー条件の評価に透明性がないとして、TRP がオファーの見直しを指示。

出所: テイクオーバー・レギュレーション・パネル

2. 競争法

競争法（Competition Act）

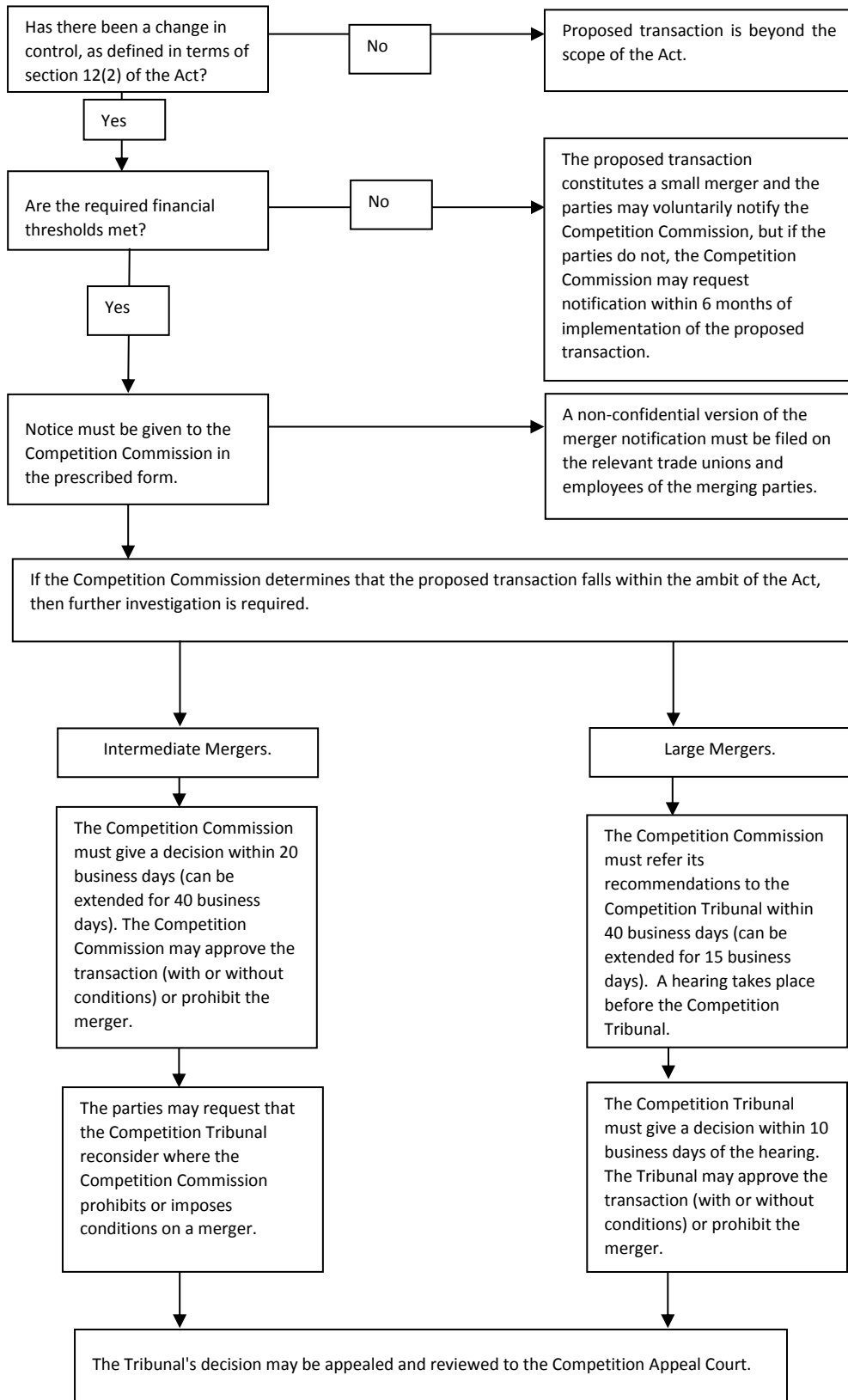
- 規制対象取引：Merger
 - ✓ ある当事者が 1 以上の南アフリカ共和国内の会社に関する支配を取得し、
 - ✓ 一定の財務基準値を満たす場合

- 支配の取得
 - ✓ 発行済株式の 50%超を保有
 - ✓ 株主総会における議決権の過半数を保有
 - ✓ 取締役の過半数の指名権
 - ✓ 会社の方針に重要な影響を及ぼす能力

- 財務基準
 - ✓ Intermediate Merger
 - 両当事者（買収企業および被買収企業）の総資産または年間売上高の合計が 5.6 億ランド以上、かつ
 - 被買収企業の総資産または年間売上高が 8,000 万ランド以上
 - ✓ Large Merger
 - 両当事者の総資産または年間売上高の合計が 66 億ランド以上、かつ
 - 被買収企業の総資産または年間売上高が 1.9 億ランド以上

- 監督機関：Competition Commission／Competition Tribunal
 - ✓ Intermediate Merger
 - Competition Commission への事前通知
 - Competition Commission が当該 Merger を承認／条件付承認／却下する。
 - ✓ Large Merger
 - 同様に Competition Commission への事前通知
 - Competition Commission は Competition Tribunal に対して勧告を行う。
 - Competition Tribunal が当該 Merger を承認／条件付承認／却下する。

Diagrammatic summary



□ 条件付承認の事例

決定日	区分	買収企業	被買収企業	条件付承認の主な内容
2016/1/11	Large	南アフリカ共和国 Steinhoff International グループ	南アフリカ共和国 Iliad 社	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 買収後 24 カ月間の店舗従業員の人員整理の禁止。 ▪ 買収後 18 カ月間における 50 人超の本社従業員の人員整理の禁止。 ▪ 解雇される 50 人の本社従業員の代替就労機会の調査。 ▪ その他通知・報告義務など。
2015/12/18	Large	英 Diageo グループ、 蘭 Heineken グループ、 ナミビア NBL グループ	南アフリカ共和国 DHN グループ、 南アフリカ共和国 Sedibeng 社	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 一部買収事業における 451 人超の人員整理の禁止。 ▪ 買収後の最低 451 人の雇用機会創出。 ▪ 一部買収事業における人員整理の禁止。
2015/12/3	Large	南アフリカ共和国 Vukile 社	南アフリカ共和国 Thavhani Property Investment 社 (Thavhani Mall の 3 分の 1 の持ち分)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 買収企業による事業介入権の行使に関する通知。
2015/5/28	Intermediate	南アフリカ共和国 Bagshaw Footwear グループ	南アフリカ共和国 KAP Manufacturing 社 の 4 事業部門	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2014 年 9 月 30 日付の条件付承認（買収後 1 年間の人員整理禁止）について、買収当事者と労働組合との事前協議に基づき、買収後 3 年間の人員整理禁止に条件変更。
2015/5/27	Intermediate	南アフリカ共和国 Clover Industries グループ	南アフリカ共和国 Nkunzi Milkway 社	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 乳製品・日用品の製造業者と販売業者の統合による、小規模酪農家および雇用への悪影響に対する対処。

出所: Competition Tribunal

3. 法務デューデリジェンス

考慮事項

- 法定事項
 - ✓ 登記事項、定款、議事録等の法定情報のレビュー、企業構造、事業上の制約等の理解
- 株式保有
 - ✓ 株主間協定書のレビュー、株主構成の理解、検討中の出資に関連する以下の規定の有無
 - ✓ 優先買取権：ある株主による第三者への株式売却は、ほかの株主がその優先買取権を放棄した場合に限られる。
 - ✓ 優先買取権の放棄の仕組み
 - ✓ 有効な株式譲渡のためのその他の非通例的・特殊な仕組み（新株予約権、影響を受けるほかの株式／株主への配慮など）
- 黒人経済力強化政策（BEE）
 - ✓ 事業運営上の要請、契約取得・継続の条件とされる場合、出資後も同じ BEE レベルの保持が必要。
- ライセンス
 - ✓ 事業運営に必要なライセンス、事業や株式の売却に関連する要件
- 重要な契約
 - ✓ 資金調達、購入・仕入、販売、リース契約等のレビュー
 - ✓ 契約の特徴や法的リスクの識別
 - ✓ 契約期間、期間満了後の更新の可否
 - ✓ 事業・株式譲渡に伴う相手先の契約解除権、契約上の地位の移転の可否など
- 資産
 - ✓ 付随する権利義務、譲渡可能性
- 訴訟・紛争
 - ✓ エクスポージャーの確認、財務上の影響は購入価格の決定に際して考慮される。
- 知的財産権
 - ✓ 事業で使用する知的財産権の所有、その他の権利の保有
 - ✓ 関連する未解決事項、第三者の知的財産権の侵害
- 雇用関連
 - ✓ 組織構造、契約条件、福利厚生、その他の権利付与
 - ✓ 業界における労働組合、労働争議
- インフラ
 - ✓ 電力・水などへの依存度、経済的に実現可能なコストでの安定供給

4. 税務デューデリジェンス

考慮事項

- 全般
 - ✓ 経営者、監査人、税務アドバイザーからの概況聴取
 - ✓ 重要な取引
 - ✓ SARS とのコレスポネンス（税務調査、Ruling 等に関する未解決事項）
 - ✓ 申告書の提出・納税状況、過去の違反事実の有無など
 - ✓ 期間は1～3年

- 法人所得税
 - ✓ 財務諸表、税額計算、提出された申告書のレビュー
 - ✓ 繰越欠損金の内容
 - ✓ 源泉税（配当、利息、ロイヤルティ）の申告、納付
 - ✓ 実効税率と法定税率の差異
 - ✓ SARS 発行の Statement のレビュー

- VAT
 - ✓ Statement のレビューによる、納付・還付の状況、未解決事項の有無の確認
 - ✓ 売上高と VAT 申告書記載の Supply 金額の比較による合理性テスト

- Employees' Tax
 - ✓ 源泉徴収額の計算に関連する以下の事項／文書のレビュー
 - ✓ 退職金基金、年金基金、医療保険への拠出、規定とその遵守状況
 - ✓ 出張旅費規定とその遵守状況
 - ✓ 人材派遣、個人のサービス提供者との契約、関連する規定など
 - ✓ 給与台帳、IRP5 Certificate

- 国際税務
 - ✓ 以下の取引に関する税務上の取り扱いの確認
 - ✓ 外国税額控除
 - ✓ 海外関係者からの借り入れ、保証受け入れ、その他の取引
 - ✓ 移転価格方針の整備状況
 - ✓ SARB からの承認（外国為替管理）
 - ✓ 経営指導料、ロイヤルティ、金融取引など